

総合教育センターの4月以降の定員と研修の実施の取扱いをお知らせする通知です。

教委総教セ第1349号

令和4年3月8日

校園長様
各 位

総合教育センター所長

令和4年度 総合教育センターの収容定員と研修の実施に関する考え方について

見出しについて、新年度から下記の通り運用いたします。

記

1. 令和4年度以降の考え方

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関して、国においては、これまでの科学的知見に基づき、令和4年1月28日以降、濃厚接触者の療養期間を短縮するなど、社会機能の維持との両立が模索されているところ。
- 学級閉鎖等の基準についても、従来「学級に1名でも感染者が確認された場合は学級閉鎖」としていたが、学校教育活動への影響や保護者負担を考慮し、令和4年2月7日以降、文科省の基準（「1名の感染者と複数の濃厚接触者が確認された場合」等）に統一。
- 一連の流れを受け、新年度をひとつの目途に、総合教育センター（以下、KEC）で独自に設定している抑制的な運用を見直し、「神戸市の対応方針」に統一していく。

[貸会議室等の収容定員の考え方（R4～）]

一本化	特措法に基づく措置	なし	まん延防止等重点措置	緊急事態宣言
	神戸市の対応方針 (国・県に準拠)	100%	100% 上限人数5,000人、 大声での歓声等を 伴わない場合	50% 上限人数5,000人
	KEC (施設として)	同上 ※	同上 ※	

※希望する際に50%で借りることは妨げない

[実技を伴う三密回避が難しい研修・受講者が他校園を訪問する研修等（R4～）]

特措法に基づく措置	なし	まん延防止等重点措置	緊急事態宣言
他校園教員の参観及び協議	○	△ (ただし子供がいない場では 集合型での実施可)	△
外部助言者の参観及び協議	○	○	○
事務局による動画撮影等	○	○	○

○…可 △…集合型での実施不可・リモートによる実施可

- 緊急事態宣言下であっても、主催者において必要性を判断の上、収容定員（50%）を遵守して集合研修を実施することは可とする（国・県・市の基準どおり）。

- ただし、授業・保育参観（実技を伴う三密回避が難しい研修・受講者が他校園を訪問する研修等）については、緊急事態宣言下にあつては、事務局による動画撮影や外部助言者の参観・協議を除き、校園外からの参集は避け、リモートによる参加のみ可とする。

2. 切替日

令和4年4月1日（金）

3. KEC 定員表（4/1 以降適用）

別添のとおり

<参考>令和3年度までの考え方

- 本通知発出日現在、兵庫県は「まん延防止等重点措置」下にあるが、神戸市の対応方針に沿えば講義等の形式であれば定員100%で実施できるところ、施設としては50%を「推奨」し、研修所管課としては、50%の「遵守」を求めている。
- また、授業・保育参観（実技を伴う三密回避が難しい研修・受講者が他校園を訪問する研修等）については、特措法に基づく措置の適用下にあつては、校園外からの参集を避け、リモートによる参加のみ可としている。

[貸会議室等の収容定員の考え方（～R3）]

	特措法に基づく措置	なし	まん延防止等重点措置	緊急事態宣言
 より抑制的に運用	神戸市の対応方針 (国・県に準拠)	100%	100% 上限人数5,000人、 大声での歓声等を 伴わない場合	50% 上限人数5,000人
	KEC (施設として)	100% (※50%推奨)	100% (※50%推奨)	50%
	KEC (研修所管課として)	100% (※50%推奨)	50%	集合型 実施不可

※ 50%推奨…本来、施設の有効利用の観点から定員と実際の利用者数との大幅な乖離は認めていないが、感染予防の観点から50%での貸出を認める運用を行っている。

[実技を伴う三密回避が難しい研修・受講者が他校園を訪問する研修等（～R3）]

特措法に基づく措置	なし	まん延防止等重点措置	緊急事態宣言
他校園教員の参観及び協議	○	△ (ただし子供がいない場では 集合型での実施可)	△
外部助言者の参観及び協議	○	○	△
事務局による動画撮影等	○	○	△

○…可 △…集合型での実施不可・リモートによる実施可